

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団個人情報保護規程

平成18年5月30日
規程第22号
改正平成19年2月21日
改正平成20年9月25日
改正平成21年2月16日
改正平成23年4月1日
改正平成24年3月1日
改正令和元年6月1日

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団個人情報保護規程（平成11年2月1日規程第22号）の一部を改正する。

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下、「財団」という。）としての個人情報保護の実現のため、個人情報保護マネジメントシステムを規定することを目的とする。本規程に関連する規則等も個人情報保護マネジメントシステムを実現する文書の一部とする。個人情報保護マネジメントシステムは、個人情報保護の方針の作成、方針に基づく計画、計画にもとづく実施、監査、見直しをスパイラル的に継続することによって、財団の個人情報に関する管理能力を高めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本規程では、原則として JIS Q 15001 で規定された用語を用いるものとする。ただし、財団として別の用語を用いる場合には、以下の対応表に定義するものとする。

財団の用語	JISQ15001 での用語	定 義
個人情報保護マネジメントシステム	個人情報保護マネジメントシステム	財団が、自らの事業の用に供する個人情報について、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための方針、体制、計画、実施、点検及び見直しを含むマネジメントシステム。
個人情報	個人情報	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む）。
本人	本人	個人情報によって識別される特定の人。
財団	事業者	事業を営む法人。当個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲。

理事長	事業者の代表者	事業者の代表者。当財団の理事長。
職員等	従業者	正規職員だけでなく、契約職員、派遣職員、非常勤職員、パート、アルバイト、嘱託、役員、評議員、顧問等を含む。
個人情報保護管理者	個人情報保護管理者	代表者によって財団の内部から指名された者であって、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任と権限を持つ者。
内部監査責任者	個人情報保護監査責任者	代表者によって財団の内部から名された者であって、公平、かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任及び権限を持つ者。
受領者	提供を受ける者	個人情報の提供を受ける法人、その他の団体または個人。
本人の同意	本人の同意	本人が、個人情報の取扱いに関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情報の取り扱いについて承諾する意思表示。本人が子ども又は事理を弁識する能力を欠く者の場合は、法定代理人等の同意も得るものとする。
収集目的	収集目的	個人情報の利用及び提供の範囲で、本人の同意の対象となるもの。
利用	利用	財団財団内で個人情報を処理すること。
提供	提供	財団が、財団外のものに自ら保有する個人情報を利用可能にすること。
預託	取扱いの委託	財団が、財団外のものに情報処理を委託するなどのために、自ら保有する個人情報の取り扱いを委託すること。
不適合	不適合	本規程の要求を満たしていないこと

(適用範囲)

第3条 本規程を適用する範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象組織は、財団の組織全体(職員等)とし、対象業務は財団が営む全業務とする。
 - (2) 対象となる個人情報は、財団が事業の用に供している個人情報とし、全部もしくは一部を電子計算機などの自動処理システムによって処理している、又は自動処理による処理を行うことを目的として書面などによって処理している個人情報だけでなく、何らかの規則により索引付けされた個人情報であれば、媒体に関係なく含むものとする。
- 2 前項第2号に規定する個人情報は、台帳により管理する。

(引用規格)

第4条 本規程及び関連する規則等で引用する規格は、個人情報保護マネ

ジメントシステム—要求事項（JIS Q 15001）：2017 とする。

（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）

第5条 財団は JIS Q 15001 に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを以下のとおり定め、これを遵守しなければならない。

（1）A.3.1 一般

財団は、JIS Q 15001 に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善する。その内容は、この条で規定する。

（2）A.3.2 個人情報保護方針

理事長は、個人情報保護の理念を明確にした上で、次の事項を含む個人情報保護方針を定めるとともに、これを実行し、かつ維持しなければならない。理事長は、この方針を文書（電子的方式、磁氣的方式などの人の知覚によっては認識できない方法で作られる記録を含む。以下、同じ。）化し、事務所内に掲示するなど職員に対して周知徹底を図るとともに、窓口への掲示や広報誌・ホームページ上への掲載等により、区民等が入手可能な措置を講ずる。

- a) 事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用及び提供に関すること（特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い（以下「目的外利用」という。）を行わないこと及びそのための措置を講じることを含む。）。
- b) 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守すること
- c) 個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に関すること
- d) 苦情及び相談への対応に関すること。
- e) 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に関すること
- f) 理事長の氏名
- g) 制定年月日及び最終改正年月日
- h) 個人情報保護方針の内容についての問合せ先

（3）A.3.3 計画

ア) A.3.3.1 個人情報の特定

財団は、自らの事業の用に供するすべての個人情報を特定するための手順を確立し、かつ、維持する。

イ) A.3.3.2 法令、国が定める指針その他の規範

財団は、個人情報に関する法令及びその他の規範を特定し、参照できる手順を確立し、維持する。

ウ) A.3.3.3 リスクアセスメント及び対策

財団は、A.3.3.1 によって特定した個人情報について、目的外利用を行わないため、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持する。

財団は、A.3.3.1 によって特定した個人情報について、その取扱いの各局面におけるリスク（個人情報の漏えい、滅失又はき損、関連する法令、国が定める指針その他の規範に対する違反、想定される経済的な不利益及び社会的な信用の失墜、本人への影響などのお

それ)を認識し、分析し、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持する。

また、リスクについては常に検証し、定期的に見直すものとする。

エ) A.3.3.4 資源、役割、責任及び権限

理事長は、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善するために不可欠な資源を用意する。

理事長は、個人情報保護マネジメントシステムを効果的に実施するために役割、責任及び権限を定め、文書化し、かつ、職員等に周知する。

理事長は、この規格の内容を理解し実践する能力のある個人情報保護管理者を財団の内部の者から指名し、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任及び権限を他の責任にかかわりなく与え、業務を行わせる。

個人情報保護管理者は、個人情報保護マネジメントシステムの見直し及び改善の基礎として、理事長に個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を報告する。

オ) A.3.3.5 内部規程

財団は、次の事項を含む内部規程を文書化し、かつ、維持する。また、個人情報保護マネジメントシステムが確実に適用されるよう、事業の内容に応じて内部規程を改定する。

- a) 個人情報を特定する手順に関する規定
- b) 法令、国が定める指針その他の規範の特定、参照及び維持に関する規定
- c) 個人情報に関するリスクの認識、分析及び対策の手順に関する規定
- d) 財団の各部門及び階層における個人情報を保護するための権限及び責任に関する規定
- e) 緊急事態（個人情報が漏えい、滅失又はき損をした場合）への準備及び対応に関する規定
- f) 個人情報の取得、利用及び提供に関する規定
- g) 個人情報の適正な管理に関する規定
- h) 本人からの開示等の求めへの対応に関する規定
- i) 教育に関する規定
- j) 個人情報保護マネジメントシステム文書の管理に関する規定
- k) 苦情及び相談への対応に関する規定
- l) 点検に関する規定
- m) 是正処置及び予防処置に関する規定
- n) 理事長による見直しに関する規定
- o) 内部規程の違反に関する罰則の規定

カ) A.3.3.6 計画策定

財団は、個人情報保護マネジメントシステムが確実に実施するために必要な教育、監査などの計画を立案し、文書化し、かつ、維持する。

キ) A.3.3.7 緊急事態への準備

財団は、緊急事態を特定するための手順、また、それらにどのように対応するかの手順を確立し、実施し、かつ、維持する。

財団は、個人情報漏えい、滅失又はき損をした場合に想定される経済的な不利益及び社会的な信用の失墜、本人への影響などのおそれを考慮し、その影響を最小限とするための手順を確立し、かつ、維持する。

また、個人情報の漏えい、滅失又はき損が発生した場合に備え、次の事項を含む対応手順を確立し、かつ、維持する。

- a) 当該漏えい、滅失又はき損が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。
- b) 二次被害の防止、類似事案の発生回避などの観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を遅滞なく公表すること。
- c) 事実関係、発生原因及び対応策を関係機関に直ちに報告すること。

(4) A.3.4 実施及び運用

ア) A.3.4.1 運用手順

財団は、個人情報保護マネジメントシステムを確実に実施するために、運用の手順を明確にしなければならない。

イ) A.3.4.2 取得、利用及び提供に関する原則

a) A.3.4.2.1 利用目的の特定

財団は、個人情報を取得するにあたっては、その利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な限度において行う。

b) A.3.4.2.2 適正な取得

財団は、適法、かつ、公正な手段によって個人情報を取得しなければならない。また、本人以外から個人情報を取得する場合（受託による取得を含む）、委託元が個人情報保護法及びガイドライン等に沿って適切に個人情報を取扱っていることを確認する。

c) A.3.4.2.3 要配慮個人情報

財団は、新たに要配慮個人情報を取得する場合、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合には、書面による本人の同意を得ることを要しない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑤ その他、個人情報取扱事業者の義務などの適用除外とされている者及び個人情報保護委員会規則で定めた者によって公開された要配慮個人情報、又は政令で定められた要配慮個人情報であるとき

d) **A. 3. 4. 2. 4 個人情報を取得した場合の措置**

財団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表する。ただし、次に示すいずれかに該当する場合には、本人への利用目的の通知又は公表は要しない。

- ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって財団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

e) **A. 3. 4. 2. 5 A. 3. 4. 2. 4 のうち本人から直接書面によって取得する場合の措置**

財団は、A. 3. 4. 2. 4 の措置を講じた場合において、本人から、書面（電子的方式、磁気的方式など人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含む。以下、同じ。）に記載された個人情報を直接取得する場合には、少なくとも、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、書面によって本人に明示し、本人の同意を得なければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合、A. 3. 4. 2. 4 のただし書き①～④のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ることを要しない。

- ① 財団の名称
- ② 個人情報保護管理者の氏名又は職名、所属及び連絡先
- ③ 利用目的
- ④ 個人情報を第三者に提供することが予定される場合の事項
 - ・ 第三者に提供する目的
 - ・ 提供する個人情報の項目
 - ・ 提供の手段又は方法
 - ・ 当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、及び属性
 - ・ 個人情報の取扱いに関する契約の有無
- ⑤ 個人情報の委託を行うことが予定される場合には、その旨。
- ⑥ 3. 4. 4. 4～3. 4. 4. 7 に該当する場合には、その求めに応じる旨及び問合せ窓口
- ⑦ 本人が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
- ⑧ 本人が容易に認識できない方法によって個人情報を取得する場合には、その旨

f) **A. 3. 4. 2. 6 利用に関する措置**

財団は、特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報

を利用しなければならない。

特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ、少なくとも A.3.4.2.5 の①～⑥に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に通知し、本人の同意を得る。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、その限りではない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

g) A.3.4.2.7 本人に連絡又は接触する場合の措置

財団は、個人情報を利用して本人にアクセスする場合には、本人に対して、A.3.4.2.5 の①～⑥に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項、及び取得方法を通知し、本人の同意を得る。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、その限りではない。

- ① A.3.4.2.5 の①～⑥に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、既に本人の同意を得ているとき
- ② 個人情報の取扱いの全部又は一部を委託された場合であって、当該個人情報を、その利用目的の達成に必要な範囲で取り扱うとき
- ③ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供され、個人情報を提供する事業者が、既に A.3.4.2.5 の①～⑥に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取り扱うとき
- ④ 個人情報が特定の者との間で共同して利用され、共同利用者が、既に A.3.4.2.5 の①～⑥に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
 - ・ 共同して利用すること
 - ・ 共同して利用される個人情報の項目
 - ・ 共同して利用する者の範囲
 - ・ 共同して利用する者の利用目的
 - ・ 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称
 - ・ 取得方法
- ⑤ A.3.4.2.4 のただし書き④に該当するため、利用目的など本

人に明示、通知又は公表することなく取得した個人情報を利用して、本人に連絡又は接触するとき

⑥ A. 3. 4. 2. 3 のただし書き①～④のいずれかに該当する場合

h) A. 3. 4. 2. 8 個人データの提供に関する措置

財団は、個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ、本人に対して、取得方法及び A. 3. 4. 2. 5 の①～④の事項又はそれと同等以上の内容の事項を通知し、本人の同意を得る。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、その限りではない。

① A. 3. 4. 2. 5 又は A. 3. 4. 2. 7 の規定によって、既に A. 3. 4. 2. 5 の①～④に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、本人の同意を得ているとき

② 大量の個人情報を広く一般に提供するため、本人の同意を得ることが困難な場合であって、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又はそれに代わる同等の措置を講じているとき。

- ・ 第三者への提供を利用目的とすること
- ・ 第三者に提供される個人情報の項目
- ・ 第三者への提供の手段又は方法
- ・ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること
- ・ 取得方法

③ 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員及び株主に関する情報であって、かつ、法令に基づき又は本人若しくは当該法人その他の団体自らによって公開または公表された情報を提供する場合であって、前②号で示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

④ 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託するとき

⑤ 合併その他の自由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取り扱うとき

⑥ 個人データを共同利用している場合であって、共同して利用する者の間で、A. 3. 4. 2. 7 に規定する共同利用について契約によって定めているとき

⑦ A. 3. 4. 2. 3 のただし書き①～④のいずれかに該当する場合

i) A. 3. 4. 2. 8. 1 外国にある第三者への提供の制限

財団は、法令等の定めに基づき、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得る。ただし、A. 3. 4. 2. 3 の①～④のいずれかに該当する場合及びその他法令等によって除外事項が適用される場合には、本人の同意を得ることを要しない。

j) A. 3. 4. 2. 8. 2 第三者提供に係る記録の作成など

財団は、個人データを第三者に提供したときは、法令等の定め

るところによって記録を作成し、保管する。ただし、A.3.4.2.3の①～④のいずれかに該当する場合、又は次に掲げるいずれかに該当する場合は、記録の作成を要しない。

- ① 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- ③ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知するか、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

k) A.3.4.2.8.3 第三者提供を受ける際の確認など

財団は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法令等の定めるところによって確認を行う。ただし、A.3.4.2.3の①～④のいずれかに該当する場合、又はA.3.4.2.8.2の①～③のいずれかに該当する場合は、確認を要しない。

財団は、法令等の定めるところによって確認の記録を作成、保管する。

l) A.3.4.2.9 匿名加工情報

財団は、匿名加工情報の取扱いを行うか否かの方針を定める。財団は、匿名加工情報を取り扱う場合には、本人の権利利益に配慮し、かつ、法令等の定めるところによって適切な取扱いを行う手順を確立し、かつ、維持する。

ウ) A.3.4.3 適正管理

a) A.3.4.3.1 正確性の確保

財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を、正確、かつ、最新の状態で管理しなければならない。

b) A.3.4.3.2 安全管理措置

財団は、その取り扱う個人情報のリスクに応じて、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のため必要、かつ、適切な措置を講ずる。

c) A.3.4.3.3 従業員の監督

財団は、職員等に個人情報を取り扱わせるにあたっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該職員等に対し必要、かつ、適切な監督を行う。

d) A.3.4.3.4 委託先の監督

財団は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定する。このため、財団は、委託を受ける者を選定する基準を確立しなければならない。

財団は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託する個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対す

る必要、かつ、適切な監督を行う。

財団は、次に示す事項を契約によって規定し、十分な個人情報の保護水準を担保するとともに、当該契約書などの書面を少なくとも個人情報の保有期間にわたって保存する。

- ① 委託者及び受託者の責任の明確化
- ② 個人情報の安全管理に関する事項
- ③ 再委託に関する事項
- ④ 個人情報の取扱い状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
- ⑤ 契約内容が遵守されていることを委託者が確認できる事項
- ⑥ 契約内容が遵守されなかった場合の措置
- ⑦ 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
- ⑧ 契約終了後の措置

エ) A.3.4.4 個人情報に関する本人の権利

a) A.3.4.4.1 個人情報に関する権利

財団は、保有個人データに関して、本人から開示等の請求等を受け付けた場合は、A.3.4.4.4～A.3.4.4.7の規定によって、遅滞なくこれに応じる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保有個人データには当たらない。

- ① 当該個人データの存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
- ② 当該個人情報の存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- ③ 当該個人データの存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- ④ 当該個人データの存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

b) A.3.4.4.2 開示等の請求等に応じる手続

財団は、開示等の請求等に応じる手続きとして、本人に過度の負担とならないよう配慮し次の事項を定める。

- ① 開示等の請求等の申し出先
- ② 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の方式
- ③ 開示等の請求等をする者が、本人又は代理人であることを確認する方法
- ④ A.3.4.4.4 又は A.3.4.4.5 による場合の手数料（定めた場合に限る。）の徴収方法

c) A.3.4.4.3 保有個人データに関する事項の周知など

財団は、当該保有個人データに関し、次の事項を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- ① 財団の名称

- ② 個人情報保護管理者の氏名又は職名、所属及び連絡先
- ③ すべての保有個人データの利用目的（A.3.4.2.4の①～③までに該当する場合を除く。）
- ④ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先
- ⑤ A.3.4.4.2で定めた手続き

d) A.3.4.4.4 保有個人データの利用目的の通知

財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用目的の通知を求められた場合には、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、A.3.4.2.4のただし書き①～③のいずれかに該当する場合、又はA.3.4.4.3の③によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合は、利用目的の通知を必要としないが、そのときは、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明する。

e) A.3.4.4.5 保有個人データの開示

財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、法令の規定によって特別の手続きが定められている場合を除き、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを書面（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）によって開示する。ただし、開示することによって次の①～③のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示する必要はないが、そのときは、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明する。

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合

f) A.3.4.4.6 保有個人データの訂正、追加又は削除

財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの訂正、追加又は削除（以下、この項において“訂正等”という。）を求められた場合は、法令の規定によって特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、当該保有個人データの訂正等を行う。また、財団は、訂正等を行ったときは、その旨及びその内容を、本人に対し、遅滞なく通知し、訂正等を行わない旨を決定したときは、その旨及びその理由を、本人に対し、遅滞なく通知する。

g) A.3.4.4.7 保有個人データの利用又は提供の拒否権

財団が、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、この項において“利用停止等”という。）を求められた場合は、これに応じる。また、措置を講じた後は、遅滞なくその旨を本人に通知する。ただし、A.3.4.4.5のただし書き①～③のいずれかに該当す

る場合は、利用停止等を行う必要はないが、その時は、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明する。

オ) A.3.4.5 認識

財団は、職員等に定期的に適切な教育を行わなければならない。財団は、職員等に、関連する各部門及び階層における次の事項を理解させる手順を確立し、かつ、維持する。

- a) 個人情報保護方針
- b) 個人情報保護マネジメントシステムに適合することの重要性及び利点。
- c) 個人情報保護マネジメントシステムに適合するための役割及び責任。
- d) 個人情報保護マネジメントシステムに違反した際に予想される結果。

財団は、認識させる手順に、全ての従業者に対する教育を少なくとも年一回、適宜に行うことを含める。

(5) A.3.5 文書化した情報

ア) A.3.5.1 文書化した情報の範囲

財団は、次の個人情報保護マネジメントシステムの基本となる要素を書面で記述する。

- a) 個人情報保護方針
- b) 内部規程
- c) 内部規程に定める手順上で使用する様式
- d) 計画書
- e) この規格が要求する記録及び事業者が個人情報保護マネジメントシステムを実施する上で必要と判断した記録

イ) A.3.5.2 文書化した情報（記録を除く。）の管理

財団は、この規格が要求するすべての文書（記録を除く。）を管理する手順を確立し、実施し、かつ維持する。

文書管理の手順には、次の事項を含む。

- a) 文書化した情報（記録を除く。）の発行及び改訂に関すること
- b) 文書化した情報（記録を除く。）の改訂の内容と版数との関連付けを明確にすること
- c) 必要な文書化した情報（記録を除く。）が必要な時に容易に参照できること

ウ) A.3.5.3 文書化した情報のうち記録の管理

財団は、個人情報保護マネジメントシステム及びこの規格の要求事項への適合を実証するために必要な記録を作成し、かつ、維持する。

(6) A.3.6 苦情及び相談への対応

ア) A.3.6 苦情及び相談への対応

財団は、個人情報の取扱い及び個人情報保護マネジメントシステムに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて、適切、かつ迅速な対応を行う手順を確立し、かつ、維持する。また、上記の目的を達成するために必要な体制を整備する。

(7) A.3.7 パフォーマンス評価

ア) A.3.7.1 運用の確認

財団は、個人情報保護マネジメントシステムが適正に運用されていることが財団の各部門及び階層において定期的に確認されるための手順を確立し、実施し、かつ、維持する。

各部門及び各階層の管理者は、定期的に、及び適宜にマネジメントシステムが適切に運用されているかを確認し、不適合が確認された場合は、その是正処置を行う。

個人情報保護管理者は、理事長による個人情報保護マネジメントシステムの見直しに資するため、定期的に、及び適宜に理事長にその状況を報告しなければならない。

イ) A.3.7.2 内部監査

財団は、個人情報保護マネジメントシステムのこの規格への適合状況及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を定期的に監査する。

理事長は、公平、かつ客観的な立場にある内部監査責任者を財団の内部の者から指名し、監査の実施及び報告を行う責任及び権限を他の責任にかかわりなく与え、業務を行わせる。

内部監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成し、理事長に報告する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査の客観性及び公平性を確保する。

財団は、監査の計画及び実施、結果の報告並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定める手順を確立し、実施し、かつ維持する。

個人情報保護監査責任者は、監査員に、自己の所属する部署の内部監査をさせてはならない。

ウ) A.3.7.3 マネジメントレビュー

理事長は、個人情報の適切な保護を維持するために、定期的に個人情報保護マネジメントシステムを見直す。

理事長による見直しにおいては、次の事項を考慮する。

- a) 監査及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況に関する報告
- b) 苦情を含む外部からの意見
- c) 前回までの見直しの結果に対するフォローアップ
- d) 個人情報の取扱いに関する法令、国の定める指針その他の規範の改正状況
- e) 社会情勢の変化、区民の認識の変化、技術の進歩などの諸環境の変化
- f) 財団の事業領域の変化
- g) 内外から寄せられた改善のための提案

(8) A.3.8 是正処置

財団は、不適合に対する是正処置及び予防処置を確実に実施するための責任及び権限を定める手順を確立し、実施し、かつ維持する。その手順には、次の事項を含む。

- a) 不適合の内容を確認する
- b) 不適合の原因を特定し、是正処置及び予防処置を立案する
- c) 期限を定め、立案された処置を実施する

- d) 実施された是正処置及び予防処置の結果を記録する
- e) 実施された是正処置及び予防処置の有効性を再検討する

(他の制度との調整)

第6条 この規程は、法令又は他の規程の規定により保有個人データの開示の請求、訂正等の請求、利用停止等の請求その他これらに類する請求に係る手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年6月1日から施行する。